

どう判断する、新たな2つの陳情！

国の建設アスベスト被害の給付金制度は不十分か！ 厚生文教委員会

「建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める、国への意見書を求める陳情書」

委員会での 主な意見

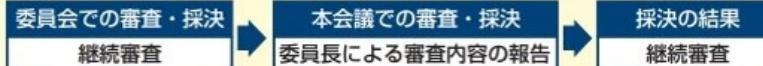
最高裁の判決では、国とアスベスト製造業者の責任は認められ、支払い義務も科している。しかし、アスベスト被害者は建設関係だけではなく、震災後のボランティアや廃棄物処理業者も被ばくしている可能性が高い。建設アスベスト被害者に限定するのはどうかと思う。

WHOがアスベストの危険性を指摘していくのに規制することなく使用を許可し続けた国の責任は当然だが、労働組合側も急激な規制は雇用不安を招くと、当時規制に反対している。

【陳情者】 東京土建一般労働組合西多摩支部
執行委員長 宮崎 透

【陳情の趣旨】

現在のアスベスト給付金法は支給対象者などに屋外で働いていた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者などが入っていない。建設アスベスト被害者の全面救済に向けた法改正に取り組むように国に意見書を出してほしい。



当選した首長や議員に「服務の宣誓」が必要か否か！ 総務産業建設委員会

「瑞穂町特別職の服務の宣誓に関する条例の制定を求める件」

【陳情者】

立憲共和党 代表 角田 統領

【陳情の趣旨】

瑞穂町の首長や議員は有権者の選挙によって選出されたのだから、条例を制定して、当選証書の付与に際して「地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的能率的に運営するべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います。(抜粋)」という「服務の宣誓」をするべきである。

委員会での 主な意見

地方公務員法では、特別職は服務の宣誓について適用除外となっているので、陳情の内容は法の範囲を超えることになる。

町長や議員は、選挙の際に公約を掲げて政治活動するものであり、職員と目的が異なる。

当選した町長や議員は、それぞれの主張のもとに町民のために働いている。



あの陳情はどうなった！

「海の日」を7月20日に固定化 or ハッピーマンデー継続か。議会の決断は！

6月に総務産業建設委員会で審査した「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情」が総務産業建設委員会で継続審査になり、今回、改めて同委員会で審査することになりました。

【陳情者】

海事振興連盟会長 衛藤 征士郎

今回、改めて町民の方々にこの問題を聞いてみたが、そのほとんどの方々は連休がいいとの回答であった。

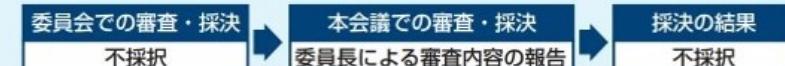
委員会での 主な意見

ハッピーマンデー制度導入の理由の一つには観光による経済効果がある。現在、コロナ感染拡大で疲弊した経済状況を考えると、このまま継続した方がほしい。

明治天皇の巡幸が「海の日」の理由の一つとされている。連休がなくなれば「海の日」への意義や意識が喪失されるというわけではない。

先進国の中で日本は最も休暇が少ないといわれており、政府は働き方改革を進めている段階である。連休はそうした意味からも必要である。

本来、国民全体に影響する問題は世論調査や国民的議論があって判断されるものである。



その他の陳情

番号	件名	付託先	結果
4陳情第3号	瑞穂町議会会議規則に「議員が紹介議員を任命する」を加える改正をもとめる件	議会運営委員会	継続審査
4陳情第6号	条例制定義務の課題を明らかにすることを求める件	議会運営委員会	継続審査
4陳情第8号	陳情書	議会運営委員会	継続審査